

令和4年度

第7回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年10月21日（金）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
5. 議事録署名委員 13)臼井 正 14)中山 喜作
6. 現地確認 1)井上 弘 15)岸本 光 (1)村上 洋一 (2)田中 重信
(3)吉田 義信
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第31号議案	農地法第3条の規定による許可について	4件
第32号議案	農地法第5条の規定による許可について	4件
第33号議案	非農地証明願いの承認について	4件
第34号議案	農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について	1件
第35号議案	「加東市農業振興地域整備計画」の変更 (一般管理・特別管理)に対する意見について	76件
第36号議案	農用地利用集積計画の決定について	10件
 - 5) 報 告

報告第17号	農地の貸借の合意解約通知について	1件
報告第18号	公共事業等による農地の転用について	1件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和4年度第7回加東市農業委員会総会10月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、11番山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、田中委員、吉田委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和4年度第7回10月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、岸本委員さん、井上委員さん、村上推進委員さん、田中推進委員さん、吉田推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員に13番の臼井委員と14番の中山委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第31号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地の位置図、P1～4に譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になり農業後継者もいないため、隣接農地を耕作する譲受人に譲渡することになり申請をされました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

番号2と3は関連がありますので一括して説明します。資料P5～6に申請地の位置図、譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったことから、隣接農地を耕作している譲受人2名に農地を贈与したいと申請されました。譲受人は、いずれも農地を適正に耕作されており、必要な農機具類も備えておられます。なお、番号3の〇〇の経営面積は1,648㎡ですが、第36号議案の利用集積計画で、1,508㎡の田の利用権設定を申請されており、それと合わせると耕作面積は合計3,674㎡になるため、利用権設定の承認が条件となります。

番号4、資料P7に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は申請地を相続しましたが遠方のため耕作できず、近隣で農地を耕作している譲受人に贈与することになり申請されました。なお、この申請にあたり、譲受人の耕作地の中の1筆が山林化していることが判ったので、非農地の手続きをする旨の確約書を出されています。

これら4件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第31号議案の説明といたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、全員挙手にて、第31号議案については、原案のとおり許可することとします。
続きまして、第32号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第32号議案を朗読～

議 長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 農地法第5条の現地調査の結果を報告します。
第32号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。

番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は畑でありました。

番号3の〇〇は、〇〇にあり、現場は畑でありました。

番号4、〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P8に申請地の位置図、P9に配置図をつけております。
譲受人は、〇〇の住宅用地を探していたところ、〇〇に近い申請地を譲り受けることで話がまとまったので申請されました。申請地は〇〇にあり、農業振興地域外で、東播用水は決済済みです。

番号2、資料P10に申請地位置図、P11土地利用計画図をつけております。申請地は、市街化区域に隣接する畑で、実家にも近いことから、父から借りて分家住宅を建てたいと申請されました。

申請地は、農業振興地域外で、東播用水は区域外です。

番号3、資料P12に申請地位置図、P13に土地利用計画図をつけております。申請地は、譲渡人の自宅の横にある畑で、娘夫婦が分家住宅を建築したいと申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、加古川西部土地改良区の受益地外になります。

番号4、資料P14申請地位置図、P15に土地利用計画図をつけております。

申請地は、集落内に介在する農地で、譲受人の自宅及び経営する会社に隣接しているため、駐車場用地として取得し、会社の従業員駐車場及び個人事業用の駐車場として転用したいという申請です。

申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

これら4件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第32号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第32号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。

続きまして、第 33 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 33 号議案を朗読～

議 長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。
第 33 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇しており、現場は山林でありました。

番号 2 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。

番号 3 の〇〇は、〇〇にあり、現場は倉庫でありました。

番号 4 の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林でありました。
以上、報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 番号 1、資料 P16 に位置図、P17 に現況写真をつけております。
申請地は、〇〇のそばにある畑で、夏の農地パトロールで山林と判定した農地です。通知を受けて、現況と登記地目を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播用水は決済済みです。

番号 2、資料 P18 に位置図、P19 に現況写真をつけております。
申請地は、申請人の自宅の周りがある狭小な農地で、昭和 45 年頃から物置を建てるなどして徐々に宅地と一体化していったということで、このたび、現況と登記地目を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水は区域外です。

番号 3、資料 P20 に位置図、P21 に現況写真をつけております。
申請地は、〇〇の手前にある国道沿いの農地で、昭和 44 年頃に工場を建て、その後廃業してからは倉庫として使っていたということで、現況と登記地目を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水は区域外です。

番号 4、資料 P22 に位置図、P23～24 に現況写真をつけております。
申請地は、〇〇にある〇〇の周辺にある畑で、山林化しているため、農地パトロールで非農地と判定した農地です。通知を受けて、現況と登記地

目を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播用水は決済済みです。

この申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第33号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第33号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第33号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第34号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第34号議案を朗読～

議 長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いします。

現地調査委員 農地法施行規則第29条の現地調査の結果を報告します。
第34議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は農業用倉庫でありました。以上、報告を終わります。

議 長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 番号1、資料P25に位置図、P26に計画図をつけております。
申請地は約30年前にプレハブの農器具庫を設置し、このたび第31号議案で許可いただいた〇〇から農地の贈与を受ける申請の際に、無届であることに気付いたため、始末書を添付して申請されました。
申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

この届出については、「加東市農業委員会農地法施行規則第29条第1項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が200

m²未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 34 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はありませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第34号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 員 はい、全員挙手にて、第34号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第35号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第35号議案を朗読～

議 長 続いて、内容の説明をお願いします。

農政課 今回、今までと同じような一般管理として、事業者から申出があり除外を検討するところと、概ね5年に1度、総合見直しという形で加東市として農用地にふさわしくない農地を除外するというものがあります。

一般管理から説明します。資料のP2をご覧ください

所在地が〇〇、面積が2,842 m²、公簿地目、現況地目ともに田で、所有者は〇〇、〇〇、〇〇の共有名義です。担い手への利用集積は該当ありません。土地改良事業では、H3に社6工区のは場整備事業が完了しております。今回の申請者は、〇〇です。

事業の内容は、公民館と露天駐車場で、既存の公民館は、築50年以上経過して老朽化しており、収容人数も100人ということです。現在、地区の総会で約390世帯が参加対象となっていますが、収容人数の制限により、やむを得ず大幅に減員して開催しています。総会の開催には、参加対象世帯の過半の出席が必要であるため、約200人が収容できる公民館及び約120台分の駐車場が必要と考えます。既存の42台分の駐車場から半径200mの範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する土地がないため、当該申出地の除外を申し出られました。実施する時期につきましては、令和5年3月頃を目指しております。

続きまして、P3に面積算定根拠、P4に位置図を付けております。P4の紫の箇所が既存の駐車場で、こちらに約42台分確保できますので、申出

地には約 75 台分の駐車場を予定しています。

P5～P7 に計画図、P8 に現況写真をつけております。

以上で一般管理の説明を終わります。

続きまして、総合見直しの説明です。今回の除外の主な理由としましては、農業委員会から非農地判断された土地、公共転用が行われた土地、公益性が高いと認められる携帯基地局が設置された土地、農振法施行前から住宅がある土地、別紙で配布している近代化困難地の 5 つです。

こちらの近代化困難地として整理する主な理由としては 4 つありまして、10ha 以上の集団的な農用地ではない土地、既に山林原野化の様相を呈しており農用地ではない土地、農業用機械の進入が困難な小さく不整形な土地であるために近代的な農業が見込めない土地、土地改良事業実施時に非農用地区域の設定をしていた土地です。

こちらの総合見直しに係る除外としましては、件数が 75 件ありますので、一つずつ簡潔に説明させていただきます。

除外要件整理票 B につきましては、P10～P28 に一覧、P29 以降に 75 件それぞれの位置図と現況写真等を添付しています。

P29 の整理番号 1 から順に説明させていただきます。

整理番号 1 は、農業委員会からの非農地判断により除外を考えています。整理番号 2 は、携帯基地局が設置されていることにより除外を考えています。整理番号 3～10 は、農業委員会の非農地判断がされています。整理番号 11 は、農業委員会の非農地判断がされている土地もありますが、それ以外は集団的な 10ha の農用地ではないとして近代化困難地で除外を考えています。整理番号 12 は、ほとんどが農業委員会の非農地判断がされていますが、それにより 10ha の集団的な農用地ではなくなるため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 13 は、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 14 は、農業委員会の非農地判断がされている土地もありますが、それ以外は集団的な 10ha の農用地ではないとして近代化困難地で除外を考えています。整理番号 15 は、農業委員会の非農地判断がされています。整理番号 16 は、農業委員会の非農地判断と既に山林原野化の様相を呈しているため除外を考えています。整理番号 17、18 は、農業委員会の非農地判断とそれにより 10ha の集団的な農用地ではなくなるため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 19 は、携帯基地局が設置されていることにより除外を考えています。整理番号 20～22 は、農業委員会の非農地判断がされています。整理番号 23、24 は、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 25 は、携帯基地局が設置されていることにより除外を考えています。整理番号 26 は、上部に農業振興地域外があり、圃場整備事業が実施されておらず、高低差もあり、大型機械による近代的な農業ができないため、除外を考えています。整理番号 27 は、携帯基地局の設置と併せて既に山林原野化の様相を呈しているため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 28、29 は、農業委員会の非農地判断がされています。整理番号 30 は、農業委

員会の非農地判断と既に山林原野化の様相を呈しているため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 31 は、農業委員会の非農地判断と集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 32 は、農業委員会の非農地判断とそれにより集団的な 10ha の農用地ではなくなるため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 33 は、農業委員会の非農地判断がされています。整理番号 34 は、農業委員会の非農地判断と既に山林原野化の様相を呈しているため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 35 は、農業委員会の非農地判断がされています。整理番号 36 は、携帯基地局が設置されていることにより除外を考えています。整理番号 37 は、農業委員会の非農地判断と集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 38 は、農業委員会の非農地判断がされています。整理番号 39 は、農業委員会の非農地判断と集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 40 は、農業振興地域外の中に農用地が孤立しており、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 41 は、市道拡幅に伴い公共転用されています。整理番号 42~44 は、〇〇に伴い公共転用されています。整理番号 45 は、市道拡幅に伴う公共転用と買収により残地が不整形になってしまったため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 46~50 は、市道が農用地に含まれているため、公共転用として除外を考えています。整理番号 51 は、〇〇の駐車場への公共転用と集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 52 は、北側に〇〇があり、そこに導水するための施設であるため、公共転用として除外を考えています。整理番号 53、54 は、周囲を除外地に囲まれており、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 55 は、高低差があり、農業機械が進入できず、近代的な農業ができないため、除外を考えています。整理番号 56 は、除外地に挟まれた不整形な狭小地であるため、除外を考えています。整理番号 57 は、周囲を除外地の囲まれており、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 58 は、周囲を除外地に囲まれており、個人の家が農用地になっているため、一般の方は進入できず、近代的な農業ができないため、除外を考えています。整理番号 59 は、南側の農用地とは高低差もあり、分断されており、周辺の除外地の中に孤立している状況になっているため、集団的な 10ha の農用地ではないとして近代化困難地で除外を考えています。整理番号 60 は、周囲を農業振興地域外に囲まれており、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 61 は、狭小で不整形な土地であり、近代的な農業ができないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 62 は、周囲を農業振興地域外に囲まれており、農業機械の進入路が確保できないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 63 は、土地改良事業実施時に非農用地区域の設定をすることになっていたが、現在まで農用地区域に入ってしまったため、錯誤として除外を考えています。整

理番号 64 は、北側以外は除外地に囲まれており、北側の農用地とも高低差があり、分断されているため、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 65 は、既に山林原野化の様相を呈しているため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 66 は、北側と南側の農用地とは高低差があり、分断されており、除外地を通る以外にこの農地へ進入する方法がないため、集団的な 10ha の農用地ではないとして近代化困難地による除外を考えています。整理番号 67 は、不整形で狭小な土地で、近代的な農業ができないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 68～70 は、周囲を除外地に囲まれており、集団的な 10ha の農用地ではないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 71 は、三方を除外地に囲まれており、周辺の農用地とも分断されているため、集団的な 10ha の農用地ではないとして近代化困難地による除外を考えています。整理番号 72 は、農振法の施行前からある建物であるため、錯誤での除外と不整形で狭小な土地であるため、近代的な農業ができないため、近代化困難地として除外を考えています。整理番号 73～75 は、農振法の施行前からある建物であるため、錯誤での除外を考えています。

以上で説明を終わります。

議 長 内容説明が終わりました、ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

委 員 地図を見ながら個別に確認させていただきます。
まず、P59、整理番号 13 について、近代化困難でかなりの筆を除外されていますが、同じような農振農用地には適さない筆が残されていると思いますが、なぜ除外されないのですか。

農政課 当初は除外を検討していましたが、道から北側は現在ゴルフ場になっており、県の方から農振法違反の可能性があるのではないかという指摘を受けたため、対象地から外しております。

委 員 次に、P71、整理番号 18 の〇〇の下側は、なぜ除外されないのですか。

農政課 ほ場整備事業が実施されているため、対象地から外しております。

委 員 次に、P86、整理番号 24 について、農振農用地のままでよかったのではないかと思います、なぜまとめて除外されているのですか。

農政課 農振法の整理としては、東側の青色は農業振興地域外となっており、西側のピンク色は農業振興地域の除外地となっております。そういった状況から農用地としては、〇〇で集団性が切れていると判断しています。また、それに併せて、東側の山からの獣害が酷く、畑として使えないと地区の方々から聞いており、優良農地ではないと判断して、除外させていただき

ます。

委員

このような農地はいくらでもあると思います。柵をすれば獣害は抑えられると思います。

農政課

柵はされていますが、猪が入ってきているという状況です。〇〇のみ畑として作付けされていますが、他の農地は雑草が生えていたり、管理だけされている状況で、獣害により耕作できない状況だと把握しています。

委員

次に、P115、整理番号 34 について、P117 に写真もありますが、池の南側は、圃場整備されていますか。

農政課

〇〇の北側については、圃場整備されています。

委員

北側の小さな池の周辺が農用地になっていますが、なぜ残っているのでしょうか。

農政課

元々農用地として区分されていますが、現状は把握できていません。既に山林原野化してしまっているのであれば、今後、除外を検討させていただきます。

委員

次に、P118、整理番号 35 の 3 筆とも非農地とされていますが、この周辺も同じような状況だと思いますが、一緒に除外を考えられないのですか。農業委員会の非農地判断ではなく、不整形であれば、近代化困難で除外できるのではないのでしょうか。

農政課

〇〇の南側も同じように山林化していましたが、大きな倉庫のようなものが建っていたため、除外を検討していましたが、農振法違反や無断転用の可能性もあり、外しております。

委員

次に、P128、整理番号 40 の〇〇の南側も除外されていないですが、集団性を損なっているのではないですか。

農政課

こちらは、圃場整備事業が実施されています。また、用水路もあり、作付けもされていました。

委員

次に、P148、整理番号 48 について、ほとんどが除外されている中、北側に 2 筆だけ残っていますが、これも圃場整備されているからですか。

農政課

公共事業として除外しているところですが、言われている部分は抜けております。おそらく山林の一部になっていると思いますので、次回に除外させていただきたいと思います。

委員	次に、P165、整理番号 55、除外されるところの左側に家が建っていますが、どうでしょうか。
農政課	法施行以前の建築が確認できればと思っておりましたが、複数ある離れの建築年が確認できず、農振法違反と無断転用の可能性もあるというところで、今回、除外しておりません。法施行以前の建築であることが確認できれば、錯誤処理で対応させていただきます。
委員	次に、P193、整理番号 67、地図上のア、イの間あたりにも家が建っていますが、どうでしょうか。
農政課	抜けておりますので、次回、除外を検討させていただきます。
委員	次に、P200、整理番号 75、南側に何筆か農用地がありますが、これは除外対象にならないのですか。圃場整備はしていないと思いますが。
農政課	圃場整備がされているかは分かりませんが、〇〇の南側に農用地があり、橋で繋がっているので、簡単に行き来できるため、外しております。
委員	なぜ特定の地域に除外が偏っているのですか。
農政課	〇〇は特に錯誤が多いためと思われます。それ以外には地区等からの要望があったところが大多数となっています。
委員	地区からの要望は聞いていないと言われていましたが。
農政課	全地区に対しての説明や照会はしていませんが、農会長や所有者等から要望があれば話は聞いております。
委員	去年お願いした時に、各集落に照会すればよかったと思いますが。
農政課	各集落に照会すると、除外をしてほしいところはたくさん出てくると思いますが、1 件ずつ要件に確実に照らし合わせる必要もあります。加東市として農用地に相応しくないところを総合見直しで挙げていくことになります。
委員	個別案件を聞いているのであれば、区長に説明して、地域でしっかり調べてもらう方が効率的だと思います。 それから、農振農用地だが多面的の対象外になっているところは除外すべきだと思います。
農政課	多面的の取り扱いと農振農用地の取扱いは違いますので、完全に一致はできませんが、多面的の対象ではないところについては農用地として

相応しくない可能性はありますので、検討させていただきます。

委員 総合見直しについて、再生協や外部の委員を入れた審議会は行われていますか。

農政課 再生協での審議や外部との審議会はしておりませんが、課内や県との協議はしております。それ以外には、土地改良や農協には意見照会をかけております。

委員 本来は、審議会等をきっちりするべきだと思います。

農政課 今日いただいた意見は、次回の総合見直しに向けて参考にさせていただきます、いかに効率的にできるか、課内で検討させていただきます。

議長 他に何かございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第35号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議長 はい、全員挙手にて、第35号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第36号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第36号議案を朗読～

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局 P8の1～3番は、賃貸借権の新規設定です。次の4～5番は、賃貸借権の更新です。続いて6番からP9の9番までは、使用貸借権の新規設定です。最後の10番が使用貸借権の更新です。

この中のP9の8番の〇〇が、第31号議案で審議いただいた方で、この利用権が承認されると、併せて3条も許可となり、許可日は、利用権の公告日になります。

全体が、P7の集計表です。賃貸借権の設定は5件10筆14,302㎡、使用貸借権の設定が5件17筆10,821㎡で、合計10件27筆25,123㎡となっており、10月31日に公告される予定です。

以上で、第 36 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

委 員 9 番の借受人が〇〇ですが、問題ないですか。

農政課 この方は、昨年、加東市で農業を始められて 1 年間しっかり出来たということで、農地を拡大して、今後も甘藷の栽培を予定しておられます。自宅は〇〇にありますが、加東市内にも家がありますので、常に〇〇から通作されているという状況ではありません。

委 員 なぜ 1 年なのですか。

農政課 おそらく、まだそれほど長い農業経験があるわけではないので、1 年ずつ設定されているのではないかと思います。

委 員 借受人の条件として、担い手的な農業者ということだったと思うのですが、担い手になる意欲はあるということですか。

農政課 今後、認定農業者とはいかなくても、担い手になる可能性はあります。

事務局 補足で、〇〇に家を持たれている方で、議案書の 5 番で 3 年契約で更新をされています。〇〇で甘藷が上手くでき、〇〇の八百屋と販売契約が決まったので、加東市でも少しずつ農地を広げたいと聞いております。また、更新の分も新規の時は 1 年でしたが、上手くできたので、3 年でという話になったようですので、今回も同じような形になるのではないかと思います。

議 長 他に何かございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第 36 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、全員挙手にて、第 36 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告第 17 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 17 号を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

1 番、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は、借り人を変更する予定です。

以上、報告第 17 号のご説明といたします。

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 18 号「公共事業等による農地の転用について」を事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 18 号を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

国や県が、農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ報告いただくことになっています。

今回は、〇〇のため池である〇〇の改修工事に伴う工事用仮設道路の設置のため、令和 8 年 3 月末まで農地を一時転用するものです。

以上、報告第 18 号のご説明といたします。

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

事務局から何点かご連絡させていただきます。

まず、1 点目に第 2 回農地パトロールで見ていただく箇所地図と日程や集合場所等の案内文をお配りしております。ご参加いただきますようお願いいたします。また、所有者や地番等の一覧表については、現在、精査中ですので、当日にお配りさせていただきたいと考えています。都合が悪く欠席される場合は、事前にご連絡いただければと思いますので、よろしく申し上げます。もし抜けているとか追加があるようでしたら当日でも事前でもどちらでも結構ですので、ご連絡ください。

2 点目に、農業者年金のアンケートについてチラシをお配りさせていただいております。農業者年金制度があまり農業者に知られていないという現状を受けて今後、幅広く広報をしていくためのアンケートへの回答をお願いしたいということで農業会議から依頼がありましたので、ご協

力いただければと思います。委員の皆様でも地区内の農業者でもどなたでも結構ですので、回答いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、毎月のことですが、活動記録カードの提出をよろしくお願ひします。

事務局からは以上になります。

議 長 何かご意見はございませんか。

各委員 ~質問なし~

議 長 本日はありがとうございました。
これもちまして、令和4年度第7回総会10月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 臼井 正

議事録署名委員 中山 喜作